



鳥取県公報

令和6年12月20日（金）
号外第98号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則（45）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

建設業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 工事の施工管理について定めた規定中引用する建設業法の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第32条 請負者は、工事の着手の日までに、次の各号に掲げる者（以下「主任技術者等」という。）を定め、主任技術者等選任（変更）通知書（様式第5号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）（監理技術者を置いた場合において、<u>同号</u>の規定により監理技術者を専任の者としな</p>	<p>第32条 請負者は、工事の着手の日までに、次の各号に掲げる者（以下「主任技術者等」という。）を定め、主任技術者等選任（変更）通知書（様式第5号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）（監理技術者を置いた場合において、<u>同項ただし書</u>の規定により監理技術者を専任の者としな</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。